

「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025年度版）」官民協働発行事業に関する協定書（案）

広島市（以下「発注者」という。）と○○○○（以下「受注者」という。）とは、市民サービスの向上を図り、地域社会への貢献に帰するため、「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025年度版）」（以下「市民くらしのガイド」という。）の発行等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、官民協働の精神に基づき協働して市民くらしのガイドを作成し、受注者は、これを発注者の指示に基づき市民へ配布及び発注者に納入するものとする。
- 2 発注者及び受注者は、この協定書に基づき協定の内容を誠実に履行しなければならない。

（費用負担）

- 第2条 受注者は、企画、編集、印刷、製本、配布及び納品など、市民くらしのガイドの発行等に要する一切の費用を受注者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、発注者は一切の費用を負担しないものとする。

（市民くらしのガイドの発行等）

- 第3条 市民くらしのガイドの発行等については、仕様書及び企画提案書に基づき、発注者・受注者協議の上決定するものとする。
- 2 発注者又は受注者の都合により仕様を変更する必要が生じたときは、発注者・受注者協議の上、仕様の変更ができるものとする。ただし、費用等が発生する場合は、負担割合を発注者・受注者協議の上決定する。
- 3 発注者は、市民くらしのガイド作成に係る必要な情報を受注者に提供するものとする。
- 4 受注者は、市民くらしのガイドに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、市民くらしのガイドを作成するものとする。
- 5 発注者は、市民くらしのガイドに記載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。
- 6 市民くらしのガイドの校正については、発注者・受注者が協力して行い、発注者の校了をもって終了するものとする。

（広告の販売等）

- 第4条 市民くらしのガイドに掲載する広告の仕様及び内容は、「広島市広告掲載要綱」及び「広島市広告掲載基準」の内容を満たすものとする。

- 2 受注者は、広告主を募るに当たって、協働を基本に発注者と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。また、発注者は、必要に応じ受注者の支援を行うものとする。
- 3 受注者は、広告募集活動において、事前に発注者の承認を得た上で発注者の名称等を使用することができる。
- 4 受注者は、本協定の履行に関し、発注者から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(市民くらしのガイドの発行に関する責任)

第5条 発注者及び受注者は、市民くらしのガイドの発行に関し、第三者からの苦情があった場合及び誤記・誤植の判明等の問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合は、直ちに問題解決のため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 発注者は、受注者に提供した情報に係る苦情等に関する責任を負うものとする。
- 3 受注者は、広告掲載内容に係る苦情等に関する責任を負うものとする。

(発行の見直し等)

第6条 市民くらしのガイドの発行等は協働を基本として実施するが、社会情勢の変化や発注者又は受注者の責めに帰すべき事由により協働に支障が生じた場合には、発行等の全部又は一部を中止することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の帰属)

第8条 発注者が提供する行政情報の著作権は、すべて発注者に帰属し、受注者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、発注者の許可を得るものとする。また、受注者が独自に収集した情報や広告の著作権は、受注者に帰属し、発注者が行う他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、受注者の許可を得るものとする。

(機密の保持)

第9条 発注者及び受注者は、この協定の履行に関して知り得た機密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(協定の期間)

第 10 条 協定の期間は、市民くらしのガイドの利用期間を含むものとし、協定締結の日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。

(協定の解約)

第 11 条 発注者又は受注者は、やむを得ない事由が発生し協定の継続ができなくなった場合は、相手方に書面で通知し、双方合意の上でこの協定を解約することができる。

(その他)

第 12 条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、発注者・受注者記名押印の上 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市

代表者 広島市長 松井 一 實

受注者 住所

商号

代表者